福岡工業大学学生寮細則

（根拠）
第１条 福岡工業大学学生寮細則（以下「この細則」という。）は、福岡工業大学学生寮規程に基づき、学生寮の入退寮手続、寮食の手続き、施設の利用方法及び寮生活について必要事項を定める。

（学生寮の目的）
第２条 学生寮において、学校法人福岡工業大学（以下「本学」という。）が、学生に対し、修学上の便宜を供与するとともに、規律正しい生活訓練【整理・整頓・清掃・清潔・躾（ルールを守り、それを習慣化すること）】と集団生活における「協働」、「対話」を通じて、学生の人間形成（自発・自治・自覚）を助長し、将来優れた社会人としての素養を身に付けさせることを目的とする。

（入寮資格）
第３条 各学生寮に入寮することのできる者は、本学に設置する学校に在籍する学生を対象とする。ただし、特別な事情を有し、かつ運営協議会で認められた場合はこの限りではない。

(1) 坦心寮
(2) コスモス寮
(3) 国際交流会館　外国人留学生（協定校のみ）

（入寮期間）
第４条 入寮期間は、毎年４月１日から翌年３月２０日までの期間とする。
２ 入寮期間は、前項に規定する期間の満了によって終了する。ただし、空室が多く、かつ管理運営責任者が認め入寮資格を得た者は、さらに３月２１日から翌年３月２０日まで更新できる場合がある。

（入寮手続）
第５条 入寮を希望する者は、入寮契約及び寮食契約の申込みとして、所定の書面を学生課に提出しなければならない。（当該書面につき、電磁的方法による提供が可能である場合には、その方法による。）
２ 入寮契約及び寮食契約は同時に申し込むものとし、また、いずれか一方の契約のみを解約することはできない。
３ 入寮の許可は、管理運営責任者が選考の上、決定する。入寮の許可は、１年次生を優先

的に許可するものとする。
４ 入寮の許可を受けたものは、寮費、食費及び諸費を本学が指定する口座に納入しなければならない。
５ 本学は、入寮の許可をした場合、本人及び保護者に、その旨を通知するものとする。

（入寮契約及び寮食契約の成立）
第６条 入寮契約及び寮食契約は、第５条第５号の入寮を許可する旨の通知が入寮希望者に到達したときに成立する。

（寮費等）
第７条 寮費、食費及び諸費は、別表１に定める通りとする。
２ 入寮期間中の中途退寮の場合は、原則として、既納の寮費及び諸費は返還しない。
３ 寮費、食費及び諸費は、経済事情の変更により改訂することがある。

（入寮許可の取消し）
第８条 入寮を許可された者が理由なく入寮の手続きを怠り、又は指定した期日までに入寮しないときは、本学は、当該入寮の許可を取り消すものとする。

（寮生委員会）
第９条 寮生自身の自律的、協調的な集団生活を維持及び寮生活の円滑な運営を図るため、寮生で構成される寮生委員会を設ける。
２ 寮生委員会は、寮長、副寮長、その他必要な役員・担当を置くことができる。

（届出）
第１０条 寮生は、次に示す事項については、願出又は届出を行い、管理運営責任者又は寮監若しくは副寮監の許可を受けなければならない。
(1) 入寮について（許可者：管理運営責任者）
(2) 退寮について（許可者：管理運営責任者）
(3) 特別外出、外泊及び帰省について（許可者：寮監又は副寮監）
その都度届出を提出して、許可を受けなければならない。
(4) 合宿について
寮生に関係ある合宿は、許可を受けて行うことができる。
(5) 寮内での集会及び行事等について（許可者：管理運営責任者）
その都度届出を提出して、許可を受けなければならない。ただし、学習会、課外活動のミーティング、諸規程に基づくイベントのミーティング等については、寮監又は副寮監の許可を受けるものとする。
(6) 欠食払い戻しについて
止む得ない理由で３日以上外泊し、かつ、その間３日以上欠食する場合は、

必ず外泊初日から起算して 5 日前までに届出て、許可を得た者に限り、払い戻しを受けることができる。ただし、公式試合等は、この限りではない。（許可者：寮監又は副寮監）

払い戻しの額は、１日単位の５０％とする。

２　前項の欠食は、該当日の朝食・夕食を１単位とし、３単位以上で申請するものとする。

（禁止事項）

第１１条 入寮者は、寮監、副寮監、他の入寮者及び近隣住民に迷惑の掛かる以下の行為を行なってはならない。

(1) 銃刀法や薬物関連法等法令に反する物又は爆発性、引火性を有する危険物を製造又は保管すること。

(2) 学生寮の建物、設備及び備品（配水管等を含む）を腐食又は毀損させるおそれのある液体等を使用又は保管すること

(3) 他人の迷惑となる音量でのテレビ、オーディオ機器の視聴、音楽演奏を行うこと。

(4) 暴力組織その他反社会的勢力への加入・出入り、政治的・宗教的な活動団体への他の入寮者に対する勧誘及びそれらの活動に関する集会・行事等の開催、ネズミ講やマルチ商法等の販売活動、その他風紀を乱す行為を行うこと。

(5) 寮施設内及びその周辺での喫煙行為。

(6) 寮室において、石油ストーブその他の指定外器具の使用。

(7) 犬、猫その他小動物・魚等のペットの飼育。

(8) 階段・廊下等共有スペースへの物品の残置及び設置や看板の設置。許可された場所以外でのポスター等の掲示。

(9) ビラ・パンフレット等の印刷物の配布及び掲示。

(10) 指定場所以外での飲酒。

(11) 寮内で大声をあげるなどの騒音行為。

(12) 他の入寮者の室内に無断で入室すること。

(13) 他の入寮者のプライバシー、名誉を侵害する行為。

(14) 自家用自動車の持ち込み。

(15) 共有スペース等指定場所以外での飲食又は集会。

(16)共有スペース又は共有設備に無断で物を残置すること。

(17)暴力行為及び賭博行為。
(18)学生寮の建物・設備・寮室内の増改築、改造、模様替え、新たな造作設備の設置等、原状の変更をする行為。
(19)寮監、副寮監及びそれらに準ずる寮監理人に対する暴言、暴行。
(20)入室禁止場所に無断で入室すること又は通行禁止場所を無断で通行すること。
(21)他の入寮者及び近隣住民に迷惑がかかると寮監及び副寮監が判断した行為。
(22)寮室の一部又は全部を譲渡し、又は担保に供すること。
(23)寮室の一部又は全部を転貸すること（使用貸借、その他これに準ずる一切の行為を含む）。

（管理義務）
第１２条 入寮者は以下の管理項目を遵守する義務を負う。
(1) 入寮者は自分の居室内の清掃を行い清潔に保つとともに整理整頓に心がけること。
(2) 寮内で企図された清掃には参加し、掃除当番となった場合は、その義務を果たすこと。
(3) 日常のごみ処理については、寮監及び副寮監の指示に従い、種類別に分別を行い、指定場所（指定時間がある場合はその時間帯）に出すこと。
(4) 電化製品のように処分が有料なごみは入寮者が費用を負担しなければならない。
(5) 食堂、洗濯乾燥室等の共有スペースに関しては使用後清掃・片づけを行い、次の使用者が気持ちよく使えるようにすること。
(6) 食堂、廊下、洗濯乾燥室等共有スペースには私物を残置せず、必ず自分の寮室に持ち帰ること。共有スペースに私物を残置した場合は、寮監及び副寮監の判断でその私物を移動し、又は所有権を放棄したものとし、処分（廃棄を含む）する場合がある。
(7) 寮室内及び共有スペースに設置している家具、電化製品、備品等の使用に際しては丁寧に扱い、万一故障した場合は、直ちに寮監又は副寮監に報告しなければならない。故意又は重大な過失があると認められる場合は、当該入寮者の負担で復旧する。
(8) 学生寮において実施する避難訓練（日中又は夜間）に参加しなければならない。
(9)門限、入浴時間、食事時間を遵守しなければならない。

（一時退寮の指示）
第１３条 管理運営責任者は、次の各号のいずれかに該当する入寮者については、一時退寮を指示する場合がある。
(1) 病毒伝ぱのおそれのある感染性の疾病にかかった場合
(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で集団生活により病勢が著しく憎悪するおそれのある疾病にかかった場合
(3) 前各号の他、感染症法等の法令に定める疾病にかかった場合。
(4)新型インフルエンザ等感染症、指定感染症その他の感染症のまん延の可能性があり、関係行政機関が当該感染症の発生の未然防止、若しくは発生した感染症のまん延防止の措置を発動した場合その他入寮生の生命・身体等の安全を確保するために必要な措置を講じることが困難となった場合

（プログラム等の参加）
第１４条 入寮者を対象とするプログラム、イベント、ボランティア活動等に関し、特段の事情のない限り、積極的に参加しなければならない。

（駐輪場等）
第１５条 入寮者は以下の項目を守り駐輪場を利用できる。なお、駐輪場には、バイク、原動機付自転車、自転車（以下「二輪車」という。）のみを駐輪することができ（コスモス寮及び国際交流会館においては、自転車のみ駐輪できる）、自家用車の持ち込みはできない。
⑴ １人１台分まで利用できる。
⑵ 二輪車には、入寮者専用のステッカーを貼付すること。
⑶ 二輪車には施錠を必ず行い、盗難に注意すること。万一盗難や破損があっても本学はその責任を負わない。

（外来者の無断立入り・無断宿泊の禁止）
第１６条 入寮者でない者（以下「外来者」という。）の寮内立入りは、寮監又は副寮監の許可を受け、所定の外来者名簿に所定事項を記入しなくてはならない。
２ 外来者が共同部屋に立ち入る場合は、必ず同室者の許可を得ておかなければならない。
３ 寮生以外は、学生寮内での宿泊を許可しない。
ただし、遠隔地から来訪される父母等で次に定める者は、事前に寮監又は副寮監の許可を受け宿泊することができる。
⑴ 坦心寮（男子寮）及び国際交流会館（留学生寮）の場合は、父母、兄弟。
⑵ コスモス寮（女子寮）の場合は、母、姉妹。

（清掃）
第１７条 寮内の清掃、美化及びゴミ処理については、次の通りとする。
⑴ 各自寮室内及び寮内の清掃を常に行い、美化につとめること。
⑵ゴミは可燃物・不燃物を分別し、指定日及び指定場所に搬出すること。
⑶清掃マニュアル等が寮に設置されている場合は、当該マニュアルに従い清掃をすること。
２ 共有スペースに入寮生の私物又は所有者不明の物が留め置かれている物について、本学が撤去したうえで、処分することができる。

（寮室内の立入り）
第１８条 寮監、副寮監及びこれらに準じる寮監理者は、火災、地震等の災害時、事件・事故等安全管理又は防犯のため必要と認められる場合には、入寮者が不在であっても寮室内

に立ち入ることができる。
２ 寮監、副寮監及びこれらに準じる寮監理者は、消防設備の点検、施設・設備の管理・保全に必要がある場合、入寮者に事前に予告して寮室内に立ち入ることができる。
３ 本学教職員、寮監及び副寮監は、客観的事実に基づき入寮者が法令又は諸規程に違反していると推認される場合、入寮者本人又はその保護者の立会いのもと、寮室内に立ち入ることができる。ただし、本人又は保護者の立会いが困難であって、かつ緊急性がある場合は、寮長の立会いのもと、寮室内に立ち入ることができる。

（盗難予防）
第１９条 入寮者は、防犯の観点から、自室を離れる際は必ず施錠をしなければならない。
２ 入寮者は、自室に現金等を残したまま外出しないこと。万一、紛失しても本学は一切責任を負わない。

（修繕等の費用負担）
第２０条 入寮生の故意又は過失により、本学所有の設備及び備品に修繕又は再調達の必要が生じた場合、これに要する費用は当該入寮生の負担とする。

（任意退寮）
第２１条 退寮を希望する入寮者は、保護者連署の上、退寮届を管理運営責任者に提出し、その許可を受けなければならない。

（退寮事由）
第２２条 本学は、以下の事由に該当する場合、入寮者に退寮を命ずることができる。この場合、当該入寮者は本学の指定する期日までに退寮するものとする。

(1) 休学したとき
(2) 退学したとき
(3) 本学を除籍されたとき
(4) 標準修業年限を超えたとき
(5) 寮費、食費（３ヶ月分以上滞納の場合）及び諸費を滞納した者
(6) 身体又は精神の障害等により寮生活に耐えられないと認められた者
(7) 集団生活の適応性を欠く者
(8) 諸規程に違反する者で、運営協議会が学生寮の管理運営上支障があると認めた者

（退寮時の原状回復）
第２３条 退寮するときは、寮室及び設備の破損及び故障を補修し、入寮時当初の原状に復さなければならない。ただし、本学が原状回復を免除した場合にはこの限りではない。
２ 前項の原状回復にあたり、寮室に持ち込んだ寮生所有の動産を寮生の費用をもって収去する。寮生がこれに違反して動産を残置したときは、寮生は当該動産に対する所有権を放棄したものとみなし、本学は任意にこれを処分し、当該処分に要した費用を入寮者又は保護者に請求する。
３ 第１項の原状回復に伴う工事は、本学又は本学が指定する者がこれを行い、その費用は寮生又は保護者が負担する。

（保全等）
第２４条 火災防止については、次の通りとする。
(1) 寮生は、消防計画に基づく防火管理・自衛消防組織表に示された部署の責任を遂行すること。
(2) 日常特に火の用心に注意すると共に、消火器の取り扱い方、待避方法について、常に心得ておくこと。
(3) 火災の場合は、出火場所を連呼し、非常ベルを鳴らし、出火の状況に応じて、迅速に行動し消火並びに待避を行うこと。
(4) 緊急連絡場所　（イ）消防署　　１１９番
　　（ロ）大学本部　６０６－３１３１

（保護者・連帯保証人の責務）
第２５条 保護者は、入学時に本学に差し入れた連帯保証契約に基づき、連帯保証人として、入寮者と連帯して、本細則及び学生寮入寮契約から生じる入寮者の債務を負担するものとする。

（本細則の改正）
第２６条 本細則の改正は、運営協議会の審議を経て、決定する。
２ 本細則の改正の内容は、過度な義務を生じさせない限り、入寮者及び保護者への通知をもって入寮者及び保護者に対し効力を及ぼすものとする。
３ 本細則の改正の内容について、前項の通知の到達から起算して２週間以内に管理運営責任者に異議申し立てをすることができる。

附　　則
この細則は、平成４年１２月１６日から施行する。
附　　則
この細則は、平成６年４月１日から施行する。

附　　則

この細則は、平成１５年１１月２８日から施行し、平成１５年１１月１日から適用する。

ただし、平成１６年３月３１日まで坦心寮に在寮する学生の寮費については、別表１－１の規定にかかわらず、年額１８０，０００円とする。

附　　則

この細則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　　則

この細則は、平成３０年２月２０日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。ただし、平成２８年度以前から坦心寮に在寮する学生については、別表１－１の規定にかかわらず、入寮時時点の寮費を適用する。

附　　則

この細則は、平成３０年１１月２２日から施行する。

ただし、第１０条（禁止事項）(5)寮施設内及びその周辺での喫煙行為については、平成３１年４月１日からの適用とする。

附　　則

この細則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　　則

この細則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　　則

この細則は、令和３年１月１日から施行する。

附　　則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。